

熊本地震支援制度の申請はお済ですか？

平成28年熊本地震に関する各種支援制度の申請期限は次のとおりです。期限までに申請を行わないと各種支援が受けられない場合があります。

対象となられる方で申請がお済でない方は、お早めに申請されますようお願いいたします。

区分	申請期限	お問い合わせ先
り災証明書	平成29年3月31日 ※町外避難や入院等のやむを得ない理由がある方を除く	総務課 総務係 TEL 237 - 1112
被災者生活再建支援金 対象者：全壊・大規模半壊・半壊解体等の世帯の方	【基礎支援金】 平成30年5月13日 【加算支援金】 平成31年5月13日	町民課 福祉係 TEL 237 - 2576
義援金	平成30年3月30日	総務課 管財係 TEL 237 - 1112
被災住宅の応急修理	平成29年4月13日 ※り災判定が確定していない等やむを得ない理由がある方を除く	企画情報課 TEL 237 - 2641
損壊家屋等の公費解体・個人先行解体	平成29年3月31日 ※り災判定が確定していない等やむを得ない理由がある方を除く	建設課 環境係 TEL 237 - 2619
みなし仮設住宅（民間賃貸住宅借り上げ）	平成29年3月31日 ※り災判定が確定していない等やむを得ない理由がある方を除く	農政課 TEL 237 - 2629

(注) 上記申請期限は、平成29年2月24日現在のものです。

変更になった場合は、広報誌等でお知らせします。

4月から熊本地震の総合窓口が移転します

平成28年5月24日に役場2階会議室に開設し、被災者相談と被災者生活再建支援制度、義援金、応急修理等の申請受付を行っております総合窓口は、平成29年4月3日（月）から役場1階小会議室に移ります。